

昭和四十一年法律第九十七号

官公需についての中小企業者の受注の確保
に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちそゝの直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前各号のいずれかに該当するもの、企業組合並びに協業組合(以下「組合」という。)

2 この法律において「新規中小企業者」とは、当するものをいう。

一 事業を開始した日以後の期間が十年未満の個人

二 設立の日以後の期間が十年未満の会社等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。

(受注機会の増大の努力)

二の二 設立の日以後の期間が十年未満の会社等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。

(受注機会の増大の努力)

4 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

(中小企業者に関する契約の方針の作成等)

第五条 各省各庁の長及び公庫等の長は、毎年度、基本方針に即して、国等の契約に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

(施行期日)

附 則 (昭和四八年一〇月一五日法律第一一五号) 抄

2 前項の方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

二 中小企業者の受注の機会の増大のために講じなければならない。

三 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、中小企業者の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るために講じなければならない。

五 各省各庁の長及び公庫等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等)

第六条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、新規中小企業者をはじめとする中小企業者との間にした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

(国等の契約の実績の概要の通知及び公表)

第七条 各省各庁の長等に対する要請

一 経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に關し、各省各庁の長等に対し、中小企業者の受注の機会の増大を図るために特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体の施策)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務)

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行ふ。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年七月二九日法律第九八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (昭和四八年一〇月一五日法律第一一五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年八月一〇日法律第七一号) 抄

2 前項の方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

二 中小企業者の受注の機会の増大のために講じなければならない。

三 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、中小企業者の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るために講じなければならない。

(中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等)

第五条 各省各庁の長及び公庫等の長は、毎年度、基本方針に即して、国等の契約に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

(施行期日)

附 則 (昭和五九年一二月二十五日法律第八七号) 抄

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九八七号) 抄

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (昭和六一年一二月三日法律第一一五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十九条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (昭和四八年一〇月一五日法律第一一五号) 抄

<p>附 則 (平成一九年一月二日法律第五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。(ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)</p> <p>一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定)公布の日</p> <p>附 則 (平成一四年七月三一日法律第九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。(ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)</p> <p>一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定)公布の日</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第三十九条 この法律に規定するものほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年五月二十五日法律第五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第九条 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二七年七月一五日法律第五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。</p> <p>(政令への委任)</p>
--

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下この条において「新官公需法」という。)の規定は、平成二十七年度に係る国等の契約(新官公需法第三条に規定する国等の契約をいう。以下この条において同じ。)から適用し、平成二十六年度までの年度に係る国等の契約については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>
--